

# 第33回

# 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 2022年5月27日（金曜日）  
午前10時30分  
受付開始 午前9時30分

**場所** 埼玉県秩父市大宮5911番地 1  
ナチュラルファームシティ 農園ホテル  
1階 花梨の間  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件

株式会社 グラファイトデザイン

証券コード：7847



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/7847/>



株 主 各 位

埼玉県秩父市太田2474番地1  
株式会社グラフィトデザイン  
代表取締役社長 山 田 拓 郎

### 第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2022年5月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2022年5月27日（金曜日）午前10時30分（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 埼玉県秩父市大宮5911番地1  
ナチュラルファームシティ 農園ホテル1階 花梨の間  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第33期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役8名選任の件

以 上

①当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.gd-inc.co.jp/ir/ir.html>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

②定時株主総会における新型コロナウイルス予防対策対応のお願い

新型コロナウイルスの感染予防対策及び拡散防止として、本株主総会にご出席される株主様には、誠に恐縮ではございますが、以下のことをお願いいたしたく存じます。

先ず、ご来場の株主様におかれましては、検温などによりご自身の体調をお確かめいただき、かつ、マスク着用など感染予防の措置にご配慮いただいたうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方は、運営スタッフがお声掛けさせていただきますことがございますので、予めご了承ください。

当社は、株主総会開催日現在の状況に応じて、株主様のご健康を守ることとスタッフの安全にも思いを致し、参加者全員のマスク着用、会場受付にての手指等のアルコール消毒を実施し、予防対策を講じてまいります。

本株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、当社としては、現時点での感染状況が一日でも早く収束し、以上の態勢をとることなく株主総会に専心できることをこころより望んでおります。

※今後の状況に応じて、やむを得ず開催場所や開催時間などが変更となる可能性がございます。その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご出席を予定されている株主の皆様は、予め当社ウェブサイトで情報をご確認いただきますようお願いいたします。

〈当社ウェブサイトURL〉

<https://www.gd-inc.co.jp/ir/ir.html>

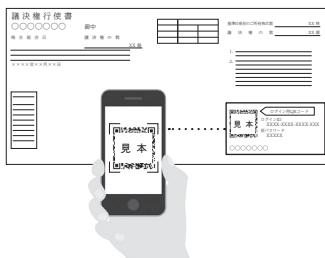


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

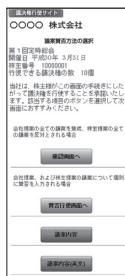
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

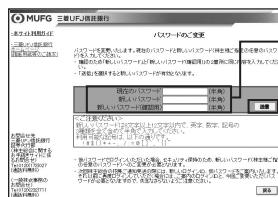
- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

## 事業報告

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により厳しい状況が継続いたしました。一時はワクチン接種の普及や各種政策の効果もあり、経済活動は持ち直しつつありましたが、新たな変異株発生とその感染急増により、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

また世界経済は、各国において経済活動再開に向けた取組みがなされておりましたが、部品・原材料不足の深刻化、資源価格の上昇、加えて変異株の感染急増により経済回復はさらに鈍化することが予想されます。

こうした外的環境ではありますが、ゴルフ業界につきましては、密を避けたレジャーとして国内外ともに高い需要が継続し、市場全体が好調に推移いたしました。当社も各ゴルフショップからの直販受注、並びに各クラブメーカーからのカスタム受注を順調に獲得し、生産能力の強化、安定供給に努めたことにより通期売上高を伸長することができました。

その結果、当事業年度の業績は、売上高3,332,897千円(前期比28.0%増)、営業利益は704,124千円(前期比254.8%増)、経常利益は757,325千円(前期比287.0%増)、当期純利益は516,322千円(前期比307.8%増)となりました。

主要セグメントについては下記のとおりであります。

当社は、スポーツ用品関係の専門メーカーとして、ゴルフシャフト等製造販売及びゴルフクラブ組立加工事業を行っております。

従って、経営の多角化を示すような事業の種類がないため、記載しておりません。

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社設備投資等の総額は、45,187千円(車両運搬具は除く)であります。その主な内訳は、ゴルフシャフト等製造販売事業に係る41,764千円及び本社設備に係る3,423千円であります。

また、当事業年度において継続中の主要な設備等の新設、拡充は下記のとおりであります。

本社設備 本社事務所(管理事務所棟) 建物及び設備の新設(投資予定金額185,708千円)

## (3) 資金調達の様況

特記すべき該当事項はありません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

特記すべき該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの様況

特記すべき該当事項はありません。

## (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

特記すべき該当事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

特記すべき該当事項はありません。

## (8) 直前3事業年度の財産及び損益の様況の推移

当社の財産及び損益の様況の推移

区 分	第30期 2019年2月期	第31期 2020年2月期	第32期 2021年2月期	第33期 (当事業年度) 2022年2月期
売上高	2,965,753千円	2,542,914千円	2,604,225千円	3,332,897千円
経常利益	376,597千円	60,857千円	195,705千円	757,325千円
当期純利益	249,625千円	45,330千円	126,604千円	516,322千円
1株当たり当期純利益	38円82銭	7円02銭	19円58銭	79円85銭
総資産	5,459,988千円	5,309,089千円	5,498,956千円	6,019,191千円
純資産	4,451,695千円	4,368,093千円	4,366,221千円	4,756,196千円

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

当事業年度末日現在、当社には子会社はありません。

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

### ④ その他

該当事項はありません。

## (10) 対処すべき課題

### ① 経営に関する事項

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の変異株等の影響により収束時期が見通せない状況の中、先行き不透明な状況が続いております。

このことから当社は以下の課題に対し優先的かつ重点的に取り組んでまいります。また、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に備えるため、資金調達については継続して取引金融機関と協議を行ってまいります。

#### ア. 事業基盤の強化と拡充

当社は、主力製品であるゴルフシャフト製造販売において日本市場及び海外市場向けの各メーカー製品のコンセプトに合った製品提供を図ることを基本としております。

ゴルフシャフト製造販売については、安定した受注獲得の強化と生産効率の向上に努め、高付加価値により収益の向上を目指すよう取り組んでおります。

#### イ. 多角化事業基盤の強化等

当社は、ゴルフシャフト製造販売が主力であり、売上高及び利益ともに大部分を占めております。そのため、第2の事業基盤の確立が課題だと認識しております。このことから、炭素繊維積層技術を活かし、コンポジット関連製品のコンセプトを活かした製品造りを繰り返しながら着実に事業化できるよう努めております。

## ② 剰余金の配当等について

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績の向上に鋭意努めておりますが、「1. 会社の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」にも記載しておりますとおり、当社を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が続くものと思われま

す。当事業年度につきましては、普通配当20円に特別配当15円を加えた1株あたり35円の期末配当とさせて頂きたいと存じます。

また、内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化し、更には、グローバル戦略の展開を図るために有効投資し、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させて頂きたいと考えております。

また、上記の株主還元方針に基づき下記のとおり配当政策を実施したいと考えております。

次期以降2023年2月期から2025年2月期の配当につきましては、下記のとおりとしたいと考えております。

- ①普通配当20円をベース配当とする。
- ②特別配当を業績に応じて普通配当に加算する。
- ③特別配当の決定は第3四半期決算後とする。

## (11) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

炭素繊維製ゴルフシャフト等製造販売事業  
ゴルフクラブ組立加工事業

## (12) 主要な営業所及び工場 (2022年2月28日現在)

名 称	所 在 地
本 社 ・ 工 場 ( 当 社 )	埼玉県秩父市太田2474番地1

## (13) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

区 分	従業員数(名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男 性	66(－)	2(－)	40.1	14.1
女 性	54(－)	△1(－)	40.0	11.0
合 計	120(－)	1(－)	40.0	13.0

(注)従業員数は、就業員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	60,000千円
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	60,000千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	58,335千円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項（2022年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 27,782,400株  
 (2) 発行済株式の総数 6,945,600株（自己株式479,147株を含む）  
 (3) 単元株式数 100株  
 (4) 株主数 4,076名  
 (5) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
山田拓郎	936,200株	14.47%
東レ株式会社	360,000株	5.56%
株式会社TNNアドバイザーズ	347,300株	5.37%
高野宗紀	303,400株	4.69%
山田園子	260,000株	4.02%
木本裕二	203,400株	3.14%
高野洋子	130,700株	2.02%
杉浦久夫	95,200株	1.47%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	91,700株	1.41%
松田喜良	86,100株	1.33%

- (注) 1. 当社は自己株式479,147株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は、自己株式(479,147株)を控除して計算しております。

- (6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況  
 該当事項はありません。
- (7) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年2月28日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長 ( 代 表 取 締 役 )	山 田 拓 郎	
取 締 役 副 社 長 ( 代 表 取 締 役 )	木 本 裕 二	企 画 部 本 部 長
取 締 役 専 務	松 田 喜 良	開 発 部 部 長
常 務 取 締 役	窪 田 悟	管 理 部 部 長 兼 内 部 監 査 ・ 内 部 統 制 室 室 長
取 締 役	松 本 敬 三	製 造 部 部 長 兼 品 質 管 理 室 室 長
取 締 役	高 須 淳	営 業 部 本 部 長
取 締 役	和 田 壮 司	公 認 会 計 士 株 式 会 社 日 本 財 産 コ ン サ ル タ ン ツ 代 表 取 締 役 株 式 会 社 a u d i e n c e 代 表 取 締 役 税 理 士 法 人 a u d i e n c e 代 表 社 員 株 式 会 社 S a v e M e d i c a l 社 外 監 査 役
取 締 役	徳 山 秀 明	公 認 会 計 士 株 式 会 社 ア ー バ ネ ッ ト コ ー ポ レ ー シ ョ ン 社 外 監 査 役
常 勤 監 査 役	今 村 健 造	
監 査 役	町 田 政 行	税 理 士
監 査 役	大 橋 一 生	公 認 会 計 士 株 式 会 社 サ ン リ オ 社 外 監 査 役 株 式 会 社 サ マ ン サ タ バ サ ジ ャ ン リ ミ テ ッ ド 社 外 監 査 役

- (注) 1. 取締役和田壮司氏及び取締役徳山秀明氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役町田政行氏及び監査役大橋一生氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役町田政行氏は税理士として、監査役大橋一生氏は公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

##### (2) 事業年度中に辞任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

##### (3) 独立役員

当社は、取締役和田壮司氏、取締役徳山秀明氏、監査役町田政行氏及び監査役大橋一生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社の定款においては、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めており、当社は取締役和田壮司氏、取締役徳山秀明氏、監査役今村健造氏、監査役町田政行氏及び監査役大橋一生氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

#### (5) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下「D&O保険」という）を保険会社との間で締結しております。

##### ①被保険者の範囲

取締役及び監査役

##### ②保険契約の内容の概要

取締役及び監査役が、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しております。

#### (6) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	対象となる役員の数	報酬の総額	基本報酬額	賞与額	株式報酬額	退職慰勞引当金繰入額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	153,063千円 (4,070千円)	120,750千円 (3,750千円)	9,300千円 (－)	4,103千円 (70千円)	18,910千円 (250千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	7,344千円 (2,653千円)	6,600千円 (2,400千円)	－ (－)	234千円 (93千円)	510千円 (160千円)
合計 (うち社外役員)	11名 (4名)	160,408千円 (6,724千円)	127,350千円 (6,150千円)	9,300千円 (－)	4,338千円 (164千円)	19,420千円 (410千円)

(注)1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2001年5月25日開催の第12回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（社外取締役はおりません）です。

3. 監査役の報酬限度額は、2001年5月25日開催の第12回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

4. 当社は、2019年5月29日開催の第30回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬額は取締役に対し年額50,000千円以内（うち社外取締役分年額3,000千円以内）、監査役に対し3,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は1名）、監査役の員数は3名です。

## 5. 取締役及び監査役の報酬等決定に関する概要

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

### ②取締役の報酬は、基本報酬、役員賞与、譲渡制限付株式報酬及び役員退職慰労金で構成されております。

#### ア. 基本報酬

役員報酬規程に基づき役位別に標準報酬を定め、役位の職務評価をすることによって妥当な水準で設定し、取締役会において各人別の報酬額を決定することとしております。また、経営責任の明確化のため、業績の大幅な下降、また、不祥事が発生した際には減額を行います。

#### イ. 役員賞与

業績目標である営業利益等の指標を基に、業績及び経営への寄与等を勘案しながら、代表取締役2名が支給対象額を提示し、出席取締役・監査役のもと取締役会議案に上程し取締役会の決議により決定しております。

#### ウ. 譲渡制限付株式報酬

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限期間を設けたうえで、当社普通株式（以下、「本株式」という。）を交付します。各対象取締役への具体的な配分については、取締役会の決議により決定いたします。

##### a. 譲渡制限期間

対象取締役は、3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）と定めます。

##### b. 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間を満了する前に当社又は当社の子会社の取締役又は監査役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本株式を当然に無償で取得します。

##### c. 譲渡制限の解除

上記a.の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が当社取締役会で別途定める期間、継続して当社又は当社の子会社の取締役又は監査役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、上記b.に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記b.に定める地位を喪失した場合には、当該喪失の直後をもって、対象取締役が保有する本株式の全部につき、本譲渡制限を解除するものとします。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得します。

##### d. 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社は本株式を無償で取得します。

##### e. その他の事項

その他の事項は、当社の取締役会において定めます。

## エ. 役員退職慰労金

役員退職慰労金規程に基づき支給額の算定を行っており、株主総会における慰労金贈呈議案の承認を得て、取締役会の決議により、具体的金額、贈呈の時期、方法等を決定しております。

③ 監査役の報酬は、基本報酬、譲渡制限付株式報酬及び役員退職慰労金で構成されております。

### ア. 基本報酬

常勤監査役が役員報酬規程を基に算出し、監査役の協議により決定しております。

### イ. 譲渡制限付株式報酬

監査役に株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、譲渡制限期間を設けたうえで、当社普通株式（以下、「本株式」という。）を交付します。各対象監査役への具体的な配分については、監査役の協議により決定いたします。

#### a. 譲渡制限期間

対象監査役は、3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）と定めます。

#### b. 退任時の取扱い

対象監査役が譲渡制限期間を満了する前に当社又は当社の子会社の取締役又は監査役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本株式を当然に無償で取得します。

#### c. 譲渡制限の解除

上記a.の定めにかかわらず、当社は、対象監査役が別途定める期間、継続して当社又は当社の子会社の取締役又は監査役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象監査役が、上記b.に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記b.に定める地位を喪失した場合には、当該喪失の直後をもって、対象監査役が保有する本株式の全部につき、本譲渡制限を解除するものとします。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得します。

#### d. 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社は本株式を無償で取得します。

## ウ. 役員退職慰労金

役員退職慰労金規程に基づき支給額の算定を行っており、株主総会における慰労金贈呈議案の承認を得て、監査役の協議により、具体的金額、贈呈の時期、方法等を決定しております。

#### ④取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は役員の報酬等について委員会は設置していませんが、取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針については、基礎資料として常務取締役が役員報酬規程に則り作成し、代表取締役2名がこの基礎資料を基に各取締役の役職、職責、在任期間等を総合的に勘案作成し、取締役会で協議し、監査役の提言も十分に尊重し、最終的に取締役会で個人別の報酬等を議案上程し決議決定しております。

監査役の報酬等に関しては、役員報酬規程を踏まえて、取締役及び取締役会の監督責任負担への対価として十分かつ適正な水準を監査役会にて協議し、各個人別の報酬額を決定しております。

### (7) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

社外取締役和田壮司氏は、株式会社日本財産コンサルタンツの代表取締役、株式会社audienceの代表取締役、税理士法人audienceの代表社員及び株式会社Save Medicalの社外監査役であります。当社と株式会社日本財産コンサルタンツ、株式会社audience、税理士法人audience及び株式会社Save Medicalとの間には特別な利害関係はありません。

社外取締役徳山秀明氏は、株式会社アーバネットコーポレーションの社外監査役であります。当社と株式会社アーバネットコーポレーションの間には特別な利害関係はありません。

社外監査役大橋一生氏は、株式会社サンリオ及び株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの社外監査役であります。当社と株式会社サンリオ及び株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	和田 壮 司	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。	主に、会社経営者の立場及び公認会計士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役	徳山 秀 明	当事業年度に開催された取締役会16回のうち13回に出席いたしました。	主に、公認会計士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	町田 政 行	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。	税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、監査体制の強化に資する提言を行っております。
社外監査役	大橋 一 生	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。	公認会計士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、監査体制の強化に資する提言を行っております。

(注)社外取締役徳山秀明氏については、2021年5月28日開催の第32回定時株主総会において新たに取締役に選任されたので、就任後の出席回数を記載しております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人A&Aパートナーズ

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

- (注) 1. ①は公認会計士法第2条第1項の監査証明業務に係る報酬であります。  
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (6) 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

該当事項はありません。

### (7) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (8) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### I. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が「業務の適正を確保するための体制」として取締役会において決議し、内部統制システム構築の基本方針を定め、この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効率的な内部統制システムの構築を目指し、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図るため、次のような体制にしております。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの推進については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」並びに「倫理規程」に基づき、取締役及び使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう指導し、実践する。

コンプライアンスに関する主管は管理部と定め、担当取締役をその責任者とする。また内部監査・内部統制室は、内部監査を担当し、各部門の業務プロセス等の監査を通じて、コンプライアンスの状況をモニターし、その内容を代表取締役社長と監査役に報告する。

#### (2) 損失の危険に関する規程その他の体制

当社は、全社的なリスクを網羅的に管理するため「経営リスクマネジメント規程」を設定し、社長は経営リスクマネジメントシステムの構築と維持に責任を持つ。社長は内部監査・内部統制室に対し、経営リスクの分析・評価・対応策を構築させ、各業務部門に対応策の実行を要請する。

製品の品質問題に関しては「品質管理委員会」、労働安全衛生面に関しては「安全衛生委員会」が設置され、それぞれリスク対応策を実施する。

緊急事態の発生した場合の対応については、「緊急時対応規程」を定め、管理部が所管し、必要に応じて緊急対策本部を設置、必要な対応を図ることとする。

#### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督をするとともに、取締役間の意思疎通を図る。

課長職以上で構成する経営会議を毎月1回開催し、会社の経営状態と業務に関する情報等の共有化を図り、経営の迅速化を図る。

当社は、取締役会において中期経営計画及び各年度の経営計画と利益目標を作成し、各部門においてその達成のために必要な具体策を立案して実行し、月例の取締役会及び経営会議においてその進捗状況等をフォローする体制とする。

#### (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議決裁書その他取締役の職務に係る情報・文書は、社内規程に基づき適切に保存・管理する。

取締役または監査役の要求があるときは、これらを閲覧に供する。

また、経営情報等の管理については、「情報セキュリティ規程」及び「情報セキュリティ細則」を定め、全使用人が遵守するよう各所管部門長が指導するとともにモニターを行う体制とする。

#### (5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在監査役を補助する使用人はいないが、監査役から要望があった場合は、内部監査・内部統制室を中心に監査役の業務を補助するためのスタッフを置く。なお、当該スタッフの任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を得たうえで行うものとし、当該スタッフの独立性を確保するものとする。

#### (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況及びリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款への違反事項、その他コンプライアンス上重要な事項について報告しなければならない。

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、その職務の執行に関する事項の説明を行う。なお、監査役へ報告をした者が、報告したことを理由として不利な扱いを受けないこととする。

#### (7) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会として監査役の職務執行に必要な費用については、当社が負担する。

#### (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見を交換し、意思疎通を図るものとする。

内部監査を担当する内部監査・内部統制室及び会計監査人は、定期的または必要の都度、監査結果について監査役に報告を行う。

監査役は、取締役会等重要な会議に参加して意見を述べるができる。

#### (9) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行うとともに、当該システムと金融商品取引法及びその他の関連法令等との整合を確保するために、その仕組みを継続的に評価・報告し必要な是正を行う。

#### (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たないという意識を取締役及び使用人にも周知させる。万一、反社会的勢力から直接、間接を問わず不当な要求を受けた場合は、法律の専門家や警察署等と連携して対処し、毅然とした態度で対応するものとする。

#### II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、定期的に評価し、必要な改善措置を講じるほか、法令や経営環境の変化等に対応して見直しを行い、効果的な体制の整備・運用をしております。

- (1) 当社は、毎月1回の定例取締役会のほか、課長職以上で構成する経営会議を毎月1回開催し、会社の経営状態と業務に関する情報等の共有化を図っております。また、取締役会及びその他の会議開催ごとに議事録等を作成し、管理部にて保存管理しております。
- (2) 常勤監査役は、当社取締役会のほか、課長職以上で構成する経営会議にも出席するとともに、取締役等から個別に業務執行の状況について聴取を行うなど、業務の状況等を確認検証し、監査役会において情報が共有されております。また、常勤監査役は、会計監査人と四半期ごとに情報交換を行っております。
- (3) 財務報告に係る内部統制につき、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、当事業年度の内部統制評価計画に基づき、内部統制評価を実施しました。
- (4) 反社会的勢力排除については、お取引先様との契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取組を継続的に実施しております。

#### 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>4,930,340</b>	<b>流動負債</b>	<b>906,868</b>
現金及び預金	3,915,774	買掛金	241,536
受取手形	5,681	短期借入金	302,835
電子記録債権	105,535	未払金	38,703
売掛金	543,026	未払費用	28,347
商品及び製品	146,355	未払法人税等	230,022
仕掛品	90,840	未払消費税等	15,784
原材料及び貯蔵品	111,966	預り金	4,462
前払費用	6,365	賞与引当金	43,695
短期貸付金	1,033	その他	1,481
その他の債権	4,411	<b>固定負債</b>	<b>356,126</b>
貸倒引当金	△649	退職給付引当金	73,946
<b>固定資産</b>	<b>1,088,851</b>	役員退職慰労引当金	200,866
<b>有形固定資産</b>	<b>818,285</b>	資産除去債務	81,314
建物	412,510	<b>負債合計</b>	<b>1,262,994</b>
構築物	53,253	<b>純資産の部</b>	
機械装置	59,433	<b>株主資本</b>	<b>4,752,284</b>
車両運搬具	22,077	資本金	589,612
工具器具備品	18,445	資本剰余金	582,653
土地	195,701	資本準備金	582,653
建設仮勘定	56,864	利益剰余金	4,003,523
<b>無形固定資産</b>	<b>37,610</b>	利益準備金	39,351
ソフトウェア	25,248	その他利益剰余金	3,964,172
商標	9,870	別途積立金	1,700,000
その他の債権	2,492	繰越利益剰余金	2,264,172
<b>投資その他の資産</b>	<b>232,954</b>	<b>自己株式</b>	<b>△423,504</b>
投資有価証券	24,954	評価・換算差額等	3,912
長期貸付金	700	その他有価証券評価差額金	3,912
保険積立金	88,004	<b>純資産合計</b>	<b>4,756,196</b>
会員権	13,201	<b>負債・純資産合計</b>	<b>6,019,191</b>
繰延税金資産	102,030		
その他の債権	4,063		
<b>資産合計</b>	<b>6,019,191</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,332,897
売 上 原 価	1,631,865
売 上 総 利 益	1,701,031
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	996,907
営 業 利 益	704,124
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,175
受 取 手 数 料	875
為 替 差 益	48,441
受 取 奨 励 金	3,603
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	56
雑 収 入	1,878
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,538
雑 損 失	292
経 常 利 益	757,325
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	1,334
保 険 解 約 返 戻 金	4,203
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	3,385
税 引 前 当 期 純 利 益	759,477
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	254,920
法 人 税 等 調 整 額	△11,764
当 期 純 利 益	516,322

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					別 積	途 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2021年3月1日 残高	589,612	582,653	582,653	39,351	1,700,000	1,877,179	3,616,530	△423,476	4,365,320	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△129,329	△129,329		△129,329	
自己株式の取得								△28	△28	
当期純利益						516,322	516,322		516,322	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	386,992	386,992	△28	386,963	
2022年2月28日 残高	589,612	582,653	582,653	39,351	1,700,000	2,264,172	4,003,523	△423,504	4,752,284	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 差	価 額	・ 換 算 等 合 計	
2021年3月1日 残高	901			901	4,366,221
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△129,329
自己株式の取得					△28
当期純利益					516,322
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	3,010			3,010	3,010
事業年度中の変動額合計	3,010			3,010	389,974
2022年2月28日 残高	3,912			3,912	4,756,196

(注)1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 自己株式の取得は、単元未満株式買取によるものであります。

## 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

## ・時価のあるもの

当事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

## ・時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

## (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

## ・製品・原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

## ・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

## ・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

## (3) 固定資産の減価償却の方法

## ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………8年から31年

構築物……………7年から30年

機械装置………2年から9年

## ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

## ③ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

## (4) 引当金の計上基準

## ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

## ③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

## ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項  
消費税等の会計処理の方法  
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

- (1) 貸借対照表  
電子記録債権の表示方法は、従来、貸借対照表上、受取手形（前事業年度29,136千円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、電子記録債権（当事業年度105,535千円）と表示しております。
- (2) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更  
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 102,030千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

課税所得の見積りには、将来計画の前提となった数値を、経営環境等の外部要因に関する情報や当社が用いている内部の情報に基づいて見積っております。

当該見積り及び当該仮定について、市場環境等の変化により前提条件が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、直近の営業活動の状況等を鑑み、当該感染症の影響は限定的であると仮定し、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

なお、当該感染症の収束時期は不透明であり、今後上述の仮定が見込まれなくなった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,507,638千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額0千円が含まれております。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

## (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,945,600株	一株	一株	6,945,600株

## (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	479,103株	44株	一株	479,147株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式買取によるものであります。

## (3) 剰余金の配当に関する事項

## 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月28日 定時株主総会	普通株式	129,329	20	2021年2月28日	2021年5月31日

## (4) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	226,325	35	2022年2月28日	2022年5月30日

## (5) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクを内包しております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクを内包しております。

営業債務である買掛金及び運転資金としての短期借入金は、1年内の支払期日であり、支払期日に手持ち資金が不足する流動性リスクがあります。

#### ③ 金融商品に対するリスク管理体制

##### イ. 信用リスク

当社は、営業債権について取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、各営業部門が主要な取引先の状況等を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

##### ロ. 市場リスク

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や取引先の財務状況を把握しております。変動金利の借入金のうち長期については、支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとに取引を行っております。

##### ハ. 流動性リスク

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を高水準に保つことによりリスクを回避しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	3,915,774	3,915,774	—
② 受取手形	5,681	5,681	—
③ 電子記録債権	105,535	105,535	—
④ 売掛金	543,026	543,026	—
⑤ 投資有価証券	24,954	24,954	—
⑥ 長期貸付金	1,734	1,676	△57
資産計	4,596,705	4,596,647	△57
⑦ 買掛金	(241,536)	(241,536)	—
⑧ 短期借入金	(302,835)	(302,835)	—
⑨ 未払金	(38,703)	(38,703)	—
⑩ 未払法人税等	(230,022)	(230,022)	—
⑪ 未払消費税等	(15,784)	(15,784)	—
負債計	(828,881)	(828,881)	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金

預金はすべて短期間であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②受取手形、③電子記録債権及び④売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券は、その他有価証券として保有しております。

⑥長期貸付金(1年以内回収予定を含む)

長期貸付金の時価の算定は、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

⑦買掛金、⑧短期借入金、⑨未払金、⑩未払法人税等及び⑪未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	金額
繰延税金資産	
未払事業税	7,375千円
賞与引当金	13,327千円
たな卸資産評価損	818千円
役員退職慰労引当金	61,264千円
ゴルフ会員権	5,300千円
退職給付引当金	22,553千円
その他	39,250千円
繰延税金資産小計	149,890千円
評価性引当額	△39,110千円
繰延税金資産合計	110,780千円
繰延税金負債	
その他	△8,749千円
繰延税金負債合計	△8,749千円
繰延税金資産（△負債）の純額	102,030千円

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 735円52銭

(2) 1株当たり当期純利益 79円85銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年4月11日

株式会社グラフィイトデザイン  
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ  
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 寺 田 聡 司  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 宮 之 原 大 輔  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グラフィイトデザインの2021年3月1日から2022年2月28日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月14日

株式会社グラフィートデザイン監査役会

常勤監査役 今村 健造 ㊟  
監査役 町田 政行 ㊟  
監査役 大橋 一生 ㊟

(注) 監査役町田政行及び大橋一生の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第33期の期末配当をいたしたいと存じます。

こうした考えのもと、期末配当につきましては、普通配当20円に特別配当15円を加えた1株当たり35円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金 銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき35円(うち、普通配当20円・特別配当15円)  
配当総額 226,325,855円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年5月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令に定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

(2) その他、会社法の規定に則った条文の修正、法令規定の表現に合わせた文章の整備、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条から第8条 (条文省略) (株主名簿管理人)	第1条から第8条 (現行どおり) (株主名簿管理人)
第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。	2. 株主名簿管理人 <u>及び</u> その事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規則)  第10条  株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条から第12条  (条文省略)  (招集権者および議長)</p> <p>第13条  (条文省略)  (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条  <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規則)  第10条  株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い<u>及び</u>手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条から第12条  (現行どおり)  (招集権者<u>及び</u>議長)</p> <p>第13条  (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u>  第14条  当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について<u>電子提供措置をとる。</u>  2.当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第15条から第16条 (条文省略) (議事録) 第17条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>第18条から第22条 (条文省略) (取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略) 第24条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役) 第26条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、<u>取締役専務</u>、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第15条から第16条 (現行どおり) (議事録) 第17条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>第18条から第22条 (現行どおり) (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (現行どおり) 第24条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役) 第26条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、<u>専務取締役</u>、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第27条 (条文省略) (取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>第29条から第30条 (条文省略) (取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (条文省略) (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第32条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>第33条から第38条 (条文省略) (監査役会の議事録)</p> <p>第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第40条から第41条 (条文省略) (監査役の責任免除)</p> <p>第42条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり) (取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>第29条から第30条 (現行どおり) (取締役の責任免除及び責任限定契約)</p> <p>第31条 (現行どおり) (監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第32条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p>第33条から第38条 (現行どおり) (監査役会の議事録)</p> <p>第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第40条から第41条 (現行どおり) (監査役の責任免除及び責任限定契約)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第43条から第46条 (条文省略) (会計監査人の責任免除)</p> <p>第47条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金3,000万円以上であらかじめ定めた額と法定の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第48条から第50条 (条文省略) (期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第51条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第43条から第46条 (現行どおり) (会計監査人の責任免除及び責任限定契約)</p> <p>第47条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、会社法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第48条から第50条 (現行どおり) (期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第51条 期末配当金<u>及び</u>中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2. 未払の期末配当金<u>及び</u>中間配当金には利息をつけない。</p> <p>附則 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第1条 <u>定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u> 3 <u>本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

やま だ たく ろう  
山田 拓郎 (1975年4月14日生)

再任

#### 〔略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）〕

2000年4月	東レインターナショナル株式会社入社	2010年5月	当社取締役国際事業部長
		2012年3月	当社常務取締役
2002年1月	当社入社経営企画室配属		国際事業部長
2002年11月	当社営業部配属	2016年5月	当社代表取締役社長
2006年4月	当社営業本部第1営業部1課海外担当課長代理		国際事業部管掌
		2018年4月	当社代表取締役社長 (現在に至る)
2007年12月	GRAPHITE DESIGN INTERNATIONAL, INC. に出向		
2008年4月	当社営業本部第1営業部1課海外担当課長		
2010年4月	当社国際事業部長		

所有する当社の株式数

936,200株

#### 取締役候補者とした理由

山田拓郎氏は、当社の代表取締役社長としての経験、実績、見識を有しており、現在に至るまでリーダーシップを発揮しての経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断し、引き続き当社の企業価値向上への実現に向け適切な人材と考え、取締役候補者といたしました。



候補者番号

2

木本 裕二 (1963年7月3日生)

再任

〔略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）〕

1989年8月	当社入社営業部課長	2016年5月	当社代表取締役副社長 営業本部長
1999年4月	当社営業部次長		
2002年4月	当社営業部長	2018年4月	当社代表取締役副社長 企画部部長
2006年4月	当社営業本部 第1営業部長	2021年4月	当社代表取締役副社長 企画部本部長（現在に至る）
2007年5月	当社取締役 営業本部長兼第1営業部長		
2008年5月	当社取締役営業本部長		
2012年3月	当社代表取締役専務 営業本部長		

所有する当社の株式数

203,400株

取締役候補者とした理由

木本裕二氏は、長年にわたり当社の企画部門及び営業部門における豊富な経験と実績に加え、2012年3月代表取締役として経営を担い、当社の事業全般の業績向上に十分な役割を果たしております。また、高い見識と能力を有しており、引き続き企業価値の向上の実現のために適切な人材と考え、取締役候補者といたしました。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類



候補者番号

3

まつ だ き よ し  
松 田 喜 良 (1962年 9 月 6 日生)

再 任

〔略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）〕

1991年 8 月	当社入社開発部課長	2010年 5 月	当社代表取締役専務 開発部長兼品質管理室長
1997年10月	当社開発部次長		
2002年 4 月	当社開発部部长	2012年 3 月	当社代表取締役社長 開発部管掌
2005年 5 月	当社取締役 開発部長兼製造部長	2016年 5 月	当社取締役専務 開発部長
2008年 5 月	当社代表取締役専務 開発部長兼製造部長	2018年 4 月	当社取締役専務 開発部部长(現在に至る)
2009年 8 月	当社代表取締役専務 開発部長		

所有する当社の株式数

86,100株

取締役候補者とした理由

松田喜良氏は、当社開発部門における豊富な経験と実績に加え、製品開発において十分な役割を果たしております。また、当社の事業全般の業績向上に十分な役割を果たし、当社の取締役専務として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き企業価値の向上の実現のために適切な人材と考え、取締役候補者としたしました。



候補者番号

4

窪田

悟

(1962年5月6日生)

再任

〔略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）〕

1997年6月	当社入社管理部経理課長	2008年5月	当社取締役
1999年4月	当社管理部経理課長 兼経営企画室課長	2012年5月	経理部長兼管理部長代理 当社取締役管理本部長
2002年4月	当社管理部次長 兼経理課長	2018年4月	当社取締役管理部部长兼 内部監査・内部統制室室長
2005年4月	当社管理部次長 兼経理課次長	2018年5月	当社常務取締役 管理部部长兼内部監査・内 部統制室室長(現在に至る)
2006年4月	当社管理本部経理部長		
2007年8月	当社執行役員 管理本部長兼経理部長		
2008年4月	当社経理部長 兼管理部長代理		

所有する当社の株式数

16,400株

取締役候補者とした理由

窪田悟氏は、当社管理部門における豊富な経験と実績に加え、財務等に対しての十分な能力を有しており、また、代表取締役を補佐し、当社の発展に貢献してまいりました。また、当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き企業価値の向上の実現のために適切な人材と考え、取締役候補者としたしました。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類



候補者番号

5

まつもと けいぞう  
松本 敬三

(1961年3月12日生)

再任

[略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）]

1988年1月	株式会社本田技術研究所 入社	2016年5月	当社取締役 製造統括本部長・生産技術 部長兼品質管理室長
2006年6月	株式会社本田技術研究所 主任研究員	2018年4月	当社取締役製造部部长 兼品質管理室室長 (現在に至る)
2012年3月	当社入社生産技術部長 兼品質管理室長		
2014年5月	当社取締役生産技術部長 兼品質管理室長		

所有する当社の株式数

7,700株

取締役候補者とした理由

松本敬三氏は、当社製造部門及び品質管理・生産技術部門における豊富な経験と実績に加え、当社知財戦略等において十分な役割を發揮し、当社の業績向上に十分な役割を果たしております。また、当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き企業価値の向上の実現のために適切な人材と考え、取締役候補者といたしました。



候補者番号

6

たか す  
高 須

じゅん  
淳

(1960年8月5日生)

再任

〔略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）〕

1984年4月	ブリヂストンスポーツ株式会社入社	2014年3月	当社入社 営業本部第2部部長
2003年5月	ブリヂストンスポーツ株式会社 販売促進部 販売企画第1グループ グループマネージャー（課長）	2018年5月	当社取締役営業部部長
		2021年4月	当社取締役営業部本部長 (現在に至る)

所有する当社の株式数

2,700株

取締役候補者とした理由

高須淳氏は、長年にわたり営業職に従事し豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の事業全般の業績向上に十分な役割を果たしております。また、当社の経営の業務執行を行う上でも、引き続き企業価値の向上の実現のために適切な人材と考え、取締役候補者といたしました。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類



候補者番号

7

和田 壮 司 (1979年 3月27日生)

再任

〔略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）〕

2002年10月	中央青山監査法人入所	2012年10月	株式会社audience
2006年 7月	公認会計士登録		代表取締役(現在に至る)
2006年10月	PwCアドバイザー株式会社 入社	2014年10月	税理士法人audience 代表社員(現在に至る)
2007年 4月	ノスプロダクター株式会社 監査役	2015年 5月	当社社外取締役 (現在に至る)
2009年 4月	株式会社KPMG FAS入社	2020年 6月	株式会社Save Medical 社外監査役(現在に至る)
2012年10月	株式会社日本財産コンサル タンツ 代表取締役 (現在に至る)		

所有する当社の株式数

2,100株

〔重要な兼職の状況〕

株式会社日本財産コンサルタンツ 代表取締役  
株式会社audience 代表取締役  
税理士法人audience 代表社員  
株式会社Save Medical 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

和田壮司氏は、他のコンサルティング会社の経営者としての経験や知見、並びに、公認会計士としての財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行を監督等する上で十分な役割を果たしていくことが期待されることから、社外取締役としてその職務を適正に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役の候補者といたしました。



候補者番号

8

徳山秀明 (1969年5月10日生)

再任

〔略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）〕

1996年10月	中央監査法人入所	2017年8月	徳山秀明公認会計士事務所 (現在に至る)
1999年5月	公認会計士登録		
2006年4月	プライスウォーターハウス クーパーズベルギー入社	2018年9月	株式会社アーバネットコー ポレーション社外監査役 (現在に至る)
2009年3月	監査法人五大入所		
2013年8月	監査法人五大代表社員	2021年5月	当社社外取締役 (現在に至る)

所有する当社の株式数

一株 [重要な兼職の状況]

株式会社アーバネットコーポレーション 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

徳山秀明氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的知識と豊富な監査経験を有しており、また、海外におけるアドバイザー・コンサルタント業務の経験を有していることから、当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていただきたいとともに、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行を監督等する上でも十分な役割を果たしていくことが期待されることから、社外取締役としてその職務を適正に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役の候補者といたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

2. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により取締役が在任中その地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求をうけた場合の損害等を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。取締役候補者が取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

①被保険者の範囲

取締役及び監査役

②保険契約の内容の概要

取締役及び監査役が、その地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補する。

3. 和田壮司氏及び徳山秀明氏は、社外取締役候補者であります。

4. 和田壮司氏及び徳山秀明氏は、現在、当社の社外取締役であります。両者の社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって和田壮司氏が7年、徳山秀明氏が1年となります。

5. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

和田壮司氏及び徳山秀明氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

6. 和田壮司氏及び徳山秀明氏の選任が承認された場合、両氏は引き続き株式会社東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。

7. 取締役会が取締役候補者の指名を行うに当たっての基準と手続

①. 取締役候補者の指名に係る選定基準

当社の取締役候補者は、下記の基準を充足するものであって、取締役会のメンバーを指名する。

ア. 優れた人格・見識を有し、経営感覚等に優れ、諸問題に精通していること。

イ. 全社的な見地で、客観的に分析・判断する能力がある者。

ウ. 全社的な見地で、自らの意見を申し述べるができること。

エ. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しないこと。

②. 選任手続

ア. 取締役の選任は、株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する取締役候補者は、代表取締役が上記の基準に基づき社外取締役及び監査役会の意見を聴取のうえ提案する。

イ. 代表取締役により提案された取締役候補者は、取締役会にて審議のうえ、取締役候補者として決定される。

③. 構成について

ア. 取締役会は、専門知識や経験等が異なる取締役で構成し、最も効果的・効率的に発揮できる員数で構成する。

イ. 取締役会は、各取締役の有する見識や経験をもって、取締役会全体の機能を補完し、受託責任が果たせるよう構成する。

8. 社外役員候補者の資格及び選定基準

① 社外取締役選定基準

以下の各号に定める条件を満たす者

ア. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、当社取締役会に多様な視点等を取り入れる観点から、広範な知識・経験における実績を有する者。なお、性別、国籍は問わない。

イ. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者。

ウ. 他の上場会社の役員の兼任は、当社を除いて2社までとする。

エ. 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者。

② 独立性の基準

社外取締役または社外監査役の独立性基準を以下に定め、いずれの事項にも該当しない者については、独立性が認められる者として判断します。

但し、この独立性判断基準を形式的に充足している場合においても、具体的な状況に鑑み、実質的に独立性がないと判断することは避けられないものとします。

ア. 当社の業務執行者または過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社の非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことのある者）にあつては、それらの役職への就任の前10年間）において当社の業務執行者であった者

イ. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者

ウ. 当社の主要な取引先またはその業務執行者

エ. 当社から役員報酬以外に、その者の直近事業年度において1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から5,000万円以上を得ている団体に所属する者）

オ. 当社が借入れを行っている主要な金融機関の業務執行者

カ. 当社の主要株主または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者

キ. 当社が主要株主である会社の業務執行者

ク. 過去3年間に於いて上記イ. からキ. に該当していた者

#### 9. 解任

取締役（いずれも社外役員を含む）がその任期中、各選定基準の条件のうちいずれかを満たさなくなったときは、法令に基づき所定の手続きをとり解任する。

以上

#### 参考資料

株主総会後の取締役のスキルマトリクス(予定)

(注) 本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役のスキルマトリクスは以下のとおりとなります。

氏名	企業経営 (当社以外の 経営も含む)	マーケティング 業界の知見	財務・法律の 専門性を有す る	製造・研究 開発	ガバナンス
山田 拓郎	●	●		●	●
木本 裕二	●	●		●	
松田 喜良	●	●		●	
窪田 悟	●	●	●		●
松本 敬三	●	●		●	
高須 淳	●	●		●	
和田 壮司	●		●		●
徳山 秀明			●		●

(注) 各氏の有する全てのスキルを表すものではありません。

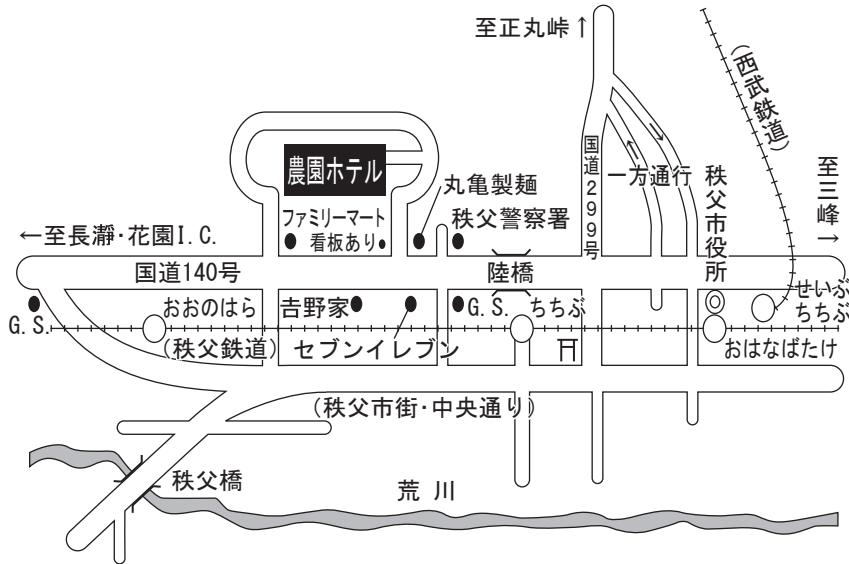




## 株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県秩父市大宮5911番地 1  
ナチュラルファームシティ 農園ホテル1階 花梨の間  
電話 0494-22-2000

開催日時 2022年5月27日（金曜日）午前10時30分(受付開始 午前9時30分)



### 交通

#### ■電車

池袋－（西武鉄道）－所沢－飯能－西武秩父（終点）

<特急レッドアロー号利用の場合約80分>

熊谷－（秩父鉄道）－秩父

※当日は、次のとおり送迎車を運行いたしますのでご利用ください。

尚、各駅には、出発5分前のお迎えとなります。

西武秩父駅 午前10時00分発

秩父鉄道秩父駅 午前10時05分発

#### ■タクシー

西武秩父駅より7分

秩父鉄道秩父駅より5分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンがご案内します。  
右図を読み取りください。

